

三大学論文発表会

FTA 形成における域外国への影響¹

京都大学 岩本武和ゼミナール

寺嶋 知憲²

入江 雅史³

今江 荘人⁴

近藤 弘子⁵

¹ 本稿を作成するにあたっては、岩本教授（京都大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得べき誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである

² 京都大学経済学部三回生 t.terashima@e04depor.mbox.media.kyoto-u.ac.jp

³ 同上 Irie.Masashi@e04.mbox.media.kyoto-u.ac.jp

⁴ 同上二回生 imaemon@e05.mbox.media.kyoto-u.ac.jp

⁵ 同上 w.lt-xx01@ktf.mbox.media.kyoto-u.ac.jp

目次

はじめに

第1章 Kemp-Wan 定理をめぐって

1. 1 Kemp-Vanek-Ohyama-Wan 定理の基本的モデル
1. 2 Ohyama-Panagariya-Krishna 条件
1. 3 Kemp-Vanek-Ohyama-Wan 定理の可能性

第2章 日本の例から見る他国間の F T A 形成が域外国に与える影響

2. 1 分析方法
2. 2 全体から見た日本への影響
2. 3 個別の事例から見た日本への影響
2. 4 まとめ

第3章 FTA 形成における域外国への影響と今後の課題

おわりに

はじめに

近年グローバリゼーションが急速に進展し、大量のモノ・ヒト・資本が国際間を自由に移動する時代が到来している。国際的経済活動の中心である貿易の面において、GATT/WTO体制の下で世界規模での自由貿易化が目指されてきた。しかしその一方で、特定の国家間で結ばれる FTA（地域貿易協定）を中心とするリージョナリゼーションの動きもまた活性化している。

1958年に欧州経済共同体(EEC)の成立を決めたローマ条約に端を発する FTA は、90年代に入ると急速に拡大し、2006年6月現在、148件もの FTA が締結されている（表 A 参照）⁶。また締結数の増加に伴ってその経済的規模もまた急速に拡大している。実際、世界全体の貿易に占める FTA 締結国の貿易額は全体の 65%を占めている（表 B 参照）。

こうした FTA 拡大の誘因としてまず挙げられるのは、GATT・WTO体制の行き詰まりである。1995年に設立された WTO は多角的貿易自由化の実現を目指して議論が進めてきたが、加盟国数の増加や、発展途上国と先進国間の利害の対立によって、多国間での合意形成が長期化し、その実現は極めて困難な状況になりつつある。それに対し FTA は経済的利害の一致する国同士で交渉されるため、比較的容易に合意に達しやすい利点を持っている。

また、FTA 締結誘因としてさまざまな経済的効果が存在し、一般に静態的効果・動態的効果に分類される。静態的効果としては、貿易創出効果、貿易転換効果、交易条件効果が挙げられる。動態的効果は、市場拡大効果、競争促進効果となっている。⁷したがって、こうした WTO を巡る厳しい現状と FTA の経済効果から鑑みても、今後も FTA が増加していく可能性は高いと言えるだろう。

反面、FTA には懸念されるべき問題点も存在する。FTA 締結国同士の利害ばかりが目され、FTA 域外国に与える経済的影響がほとんど考慮されていない点である。

果たして FTA は域外国に対しどのような影響を与えるのだろうか。

地域貿易協定(RTA)が域内国、域外国の厚生に与える影響について考察した論文の中で、Kemp-Wan (1976) は、域外国の厚生を下げずに全ての国にとって必ずパレート改善となる関税同盟のスキームについて初めて言及した。この Kemp-Vanek-Ohyama-Wan 定理を FTA へ拡張した条件が、Ohyama-Panagaria-Krishna 条件である。

これらをもたす FTA が形成されれば、最終的には世界が一つの FTA すなわち世界規模の自由貿易が達成されることとなるだろう。

しかし世界規模でパレート改善となり得る FTA へのこうした試みは現実には全く見られない。Kemp-Vanek-Ohyama-Wan 定理は域内国・域外国の厚生を下げない唯一のスキームであるから、この定論を充たしていない現実の FTA は域外国の厚生は下げているのではな

⁶ WTO ホームページ(<http://www.wto.org>)掲載

⁷ 浦田(2002)を参照

いかという仮説が立てられる。

したがってこの論文では実際に締結された FTA が域外国に対しどのような影響を与えるのかについて考察する。

本論文の構成は以下の通りである。まず第 1 章では、Kemp-Vanek-Ohyama-Wan 定理、Ohyama-Panagaria-Krishna 条件について説明し、これらの概念について整理する。第 2 章では、日本を域外国として設定し、他国間での FTA 形成による影響を実証的に検証する。第 3 章では、第 2 章を受けて、日本の事例から考えられる FTA の域外国への影響を考察する。

第 1 章 Kemp-Wan 定理をめぐって

1. 1 Kemp-Vanek-Ohyama-Wan 定理の基本的モデル

本節では、パレート改善的な関税同盟の存在を証明した Kemp-Vanek-Ohyama-Wan 定理を 3 国 1 財モデルを用いて説明する。グラフ、検証方法ともに遠藤(2005)を参考とした。

この定理は Kemp(1964)、Vanek(1965)によって提案され、Ohyama(1972)、Kemp and Wan(1976)によって一般均衡モデルを用いて証明された。

国 A と国 B は同盟形成前において、当該財に対してそれぞれ一定の従量関税 T_A と T_B を課しているとする。当該財の価格を 1 とすると、国 A、国 B の国内価格はそれぞれ $1+T_A, 1+T_B$ となる。国 A と国 B は共に当該財を国 C から輸入し、その輸入量はそれぞれ $M_0, C_0 - X_0$ となる (図 1-1 参照)。ここで国 A と国 B が関税同盟を形成し、総輸入量が同盟前の $M_0 + C_0 - X_0$ と等しくなるような域外共関税 T^* を設定する。 T^* の下での国 A と B の輸入量をそれぞれ $M_1, C_1 - X_1$ とすると、総輸入量是不変であるから、 $M_1 - M_0 = (X_1 - X_0) + (C_0 - C_1)$ となる。

同盟前において、国 A の国内価格は国 B の国内価格を上回ることから、初期均衡では国 A は B よりも消費の限界便益と生産の限界費用が高いので、消費の一部が国 B から国 A に、生産の一部が国 A から国 B にそれぞれ移る。共通関税下では共通の域内価格が設定されるので、域内の限界便益・限界費用が全て均等になる。これによって同盟国全体の厚生は増加する。

このことを図 1-1 を用いて確認しよう。国 A の厚生変化についてみると、消費者余剰は $a+d$ 増加し、関税収入は締結前は $a+b+c$ だったのが締結後は $b+c+e+f$ と変化するので、国 A 全体の厚生変化分は $d+e+f$ の増加である。一方国 B の厚生変化についてみると、消費者余剰は $b+e+g+i+j+l+o$ 減少し、生産者余剰は $b+e+g+i$ 増加し、関税収入は締結前は $k+m+p$ だったのが締結後は $l+m$ と変化するので、国 B 全体の厚生変化分は $j+k+o+p$ の減少である。 $i+j+k+n+o+p=e+f$ であるから、国 A の厚生増加分が国 B の厚生減少分を $d+i+n$ 上回るので、同盟国全体での厚生が増加していることが確認される。

<国 A>

消費者余剰 $a+d$

関税収入 $b+c+e+f(a+b+c)=e+f \cdot a$

⇒ 国 A 全体 : $d+e+f$

<国 B>

消費者余剰 $-(b+e+g+i+j+l+o)$

生産者余剰 $b+e+g+i$

関税収入 $l+m \cdot (k+m+p)=l \cdot k \cdot p$

⇒ 国 B 全体 : $-(j+k+o+p)$

<FTA 全体>

$d+e+f \cdot (j+k+o+p)=d+i+n$

このモデルでは国際価格は同盟前後で一定であるので、域外国 C にとっての財の輸出価格・輸出量とも一定であるから、国 C の厚生は同盟前後で変化しない。この Kemp-Vanek-Ohyama-Wan 定理によって、域外国を含め、全ての国の厚生を下げることなく通貨同盟を形成できることが初めて示された。

1. 2 Ohyama-Panagariya-Krishna 条件

Kemp-Vanek-Ohyama-Wan 定理を FTA に適用・拡張したものに Ohyama-Panagariya-Krishna 条件がある。大山(1999)並びに Ohyama(2002)、Panagariya and Krishna (2002)によって証明された。

すなわち、Ohyama-Panagariya-Krishna 条件とは、

『FTA を締結し、域内貿易障壁を除去して、域内各国それぞれの域外貿易ベクトルを、協定締結前後で一定とするような対域外関税を調整する。そして、適切な域内所得移転が行われるならば、域内各国の厚生は改善し、域外各国もまた少なくとも厚生は悪化しない。』というものである。

Kemp-Vanek-Ohyama-Wan 定理では対外共通関税が設定される関税同盟を考察対象としていたため、関税同盟全体での域外貿易量を一定としていた。しかし、Ohyama-Panagariya-Krishna 条件では、域内各国は独自の対外関税率を設定できる FTA について考察しているため、各国の域外貿易ベクトルを一定として条件づけている。

Kemp-Vanek-Ohyama-Wan 定理と同じ図を用いて、Ohyama-Panagariya-Krishna 条件

を確認する。(図 1-1 参照)

FTA 締結前では国 A、国 B はそれぞれ国 C より、 M_0 、 $C_0 \cdot X_0$ を輸入している。条件より、締結後も域外国 C からの輸入量を一定とする。協定締結後、国 A、国 B それぞれが異なる域外関税を設定したとしても、長期的に見ると国 A と国 B の間で裁定取引が行われることにより、両国における価格は裁定価格 $1+T^*$ となる。この価格の下で、国 A は価格の下落により輸入需要が増え、総輸入量は M_0 から M_1 となる。国 C からの輸入量は一定なので、その内訳は国 C より M_0 、国 B より $M_1 - M_0$ となる。一方国 B では、価格の上昇により需要が減って総輸入量も $C_0 \cdot X_0$ から $C_1 \cdot X_1$ へと下落する。しかしながら、条件より域外国 C からの輸入量は $C_0 \cdot X_0$ のまま不変とせねばならないため、その減少分は国 A に対する輸出という形で補われる。したがって、国 B は国 C より $C_0 \cdot X_0$ を輸入し、国 A に対して $(C_0 \cdot X_0) - (C_1 \cdot X_1) = (C_0 - C_1) \cdot (X_0 - X_1)$ を輸出することになる。以上から $M_1 - M_0 = (C_0 - C_1) \cdot (X_0 - X_1)$ という等式が成り立つ。

この動きを厚生面から見る。国 A は価格の下落によって消費者余剰が $a+d$ 増加し、逆に、締結前 $a+b+c$ であった関税収入は、締結後 $b+c$ へと減少する。したがって国 A 全体での厚生は d 分増加する。一方国 B では、価格の上昇によって消費者余剰は $b+e+g+i+j+l+o$ 分減少し、生産者余剰は $b+e+g+i$ 増加する。関税収入は、締結前は $k+m+p$ であったが、締結後 $i+j+k+l+m+n+o+p$ へと増加する。したがって国 B 全体では $i+n$ 分増加する。ゆえに FTA 全体では $d+i+n$ 厚生が増加している。

<国A>

消費者余剰	$a+d$
関税収入	$(b+c) - (a+b+c) = -a$

⇒国A全体： $a+d-a=d$

<国B>

消費者余剰	$-(b+e+g+i+j+l+o)$
生産者余剰	$b+e+g+i$
関税収入	$(i+j+k+l+m+n+o+p) - (k+m+p) = i+j+l+n+o$

⇒国B全体： $-(b+e+g+i+j+l+o) + (b+e+g+i) + (i+j+l+n+o) = i+n$

<FTA全体>

$d+i+n$

以上から、締結国の域外貿易ベクトルを固定したことによって、域外国の厚生は少なくとも下がり、かつ、FTA 全体の厚生は増加していることが示された。ゆえに Ohyama-Panagariya-Krishna 条件によって、全ての国にとってパレート改善的な FTA の存在が理論的に証明されたといえる。

1. 3 Kemp-Vanek-Ohyama-Wan 定理の可能性

Kemp-Vanek-Ohyama-Wan 定理、Ohyama-Panagariya-Krishna 条件によって、同盟・協定締結前の域外貿易の水準を維持し続けるような関税が設定されれば、貿易転換効果による域外国への負の影響を打ち消すことができると理論的に証明された。すなわち、すべての国々にとって、特に域外国に対してもパレート改善となる特惠貿易協定は、協定締結前後において域外国との貿易量を固定する必要があることを示している。

しかしながら、これらの定理を現実の関税同盟・FTA 締結において実現するためには多くの困難が存在する。

- ① 締結前後で域外貿易量・ベクトルを一定とするような対外関税の調整
 - ・財の価格は常に変動しているため適切な関税率の設定が難しいこと
 - ・様々な財に対して個別に関税率を決定することになり、実務上の障害とさえなり得ること
- ② 適切な域内所得移転スキームの構築
 - ・域内国間での利害の対立によって実現は困難であること

そのため、これらの定理・条件が実際の特恵貿易協定の締結において適用された例はない。だが、パレート改善的な協定形成に向けた一つの指針、達成目標として有益なものであることは確かである。

次章では、実際の域外国締結が、どのような影響を与えているかについてみるために、日本を例にとって、分析を行う。

第2章 日本の例から見る他国間のFTA形成が域外国に与える影響

第1章では、Kemp-Vanek-Ohyama-Wan 定理、Ohyama-Panagariya-Krishna 条件によって、同盟・協定（以下、簡単のためFTAとする）締結前の域外貿易の水準を維持し続けるような関税が設定されれば、貿易転換効果による域外国への負の影響を打ち消すことができると理論的に証明した。しかし、現実の世界では、FTA 締結前後で域外貿易の水準を維持するようなことは考慮されていない。そこで、この第2章では、FTA は実際に域外国負の影響を与えているのか、日本を域外国に設定し、貿易的な側面から分析していく。

2. 1 分析方法

域外国に対する影響は、その厚生の変化で分析することが望ましいが、厚生を測る指標は非常に多岐にわたり、それを数値化することは非常に困難である。したがって本論文では、域外国に対する影響を、域内国に対する貿易量の増減を調べて、分析することにする。具体的には以下の通りである。

①1989年から2005年までに締結されたFTAを取り上げる。

②域外国（日本）の、FTA締結前年度の対域内国輸出額上位10品目⁸に関して、締結前後の年での増減⁹を調べ、その品目数を数える。

ここで、1989年からというのは、1988年以降の貿易統計しか獲得できなかったため、FTA締結の前年度の輸出額上位10品目を調べるには1989年以降のFTAに限られるためである。また、2005年までのFTAというのは、2006年の貿易統計は未定なので、その増減は測れないことによる。そして、同じ国が様々なFTAを締結している場合は、そのそれぞれに対して、輸出額の変化を調べた。したがって、4回FTAを締結した国の増減品目数の和は40になる。

2. 2 全体から見た日本への影響

2. 1の手法で分析を試みると（表2-1-1）のような結果が得られた¹⁰。

世界全体で考えたときに、単純に品目数の変化で見ると、減少している品目がやや目立つが、増減がほぼ同じ値を取っている。つまり、FTAの締結が域外国である日本の輸出額に貿易転換効果による負の影響を与えているとは考えにくい。しかし、これは単純に品目数で見ただけであるので、そのことでFTAは域外国に負の影響を与えていないと結論付けることは不可能である。

ここで、7つの地域を④ヨーロッパ（EUは除く¹¹）・中東・アフリカ・オセアニア・中南米、⑤アジア、⑥北米の3つのグループに分類して¹²、FTAが日本に与える影響の程度に

⁸ 品目の分類方法は、財務省・貿易統計の分類、概況品上位3桁による

⁹ 10%以上のプラスを増加、5~10%のプラスを微増、5%以内の変化を不変、5~10%のマイナスを微減、10%以上のマイナスを減少と定義する。

¹⁰ 各グループの増減品目数の総和が10の倍数にならないのは、国によって、10品目の取引がない場合が存在するためである。

¹¹ EUの前身であるECは1958年1月1日に関税同盟を発効し、域内の結束は強固であり、近年の日本の貿易構造に与える影響は小さいものと考えたので、ここでは除外した。

¹² 各グループの構成国は以下の通りであり、分類は外務省HPによる。

ヨーロッパ…アルバニア・アルメニア・ウズベキスタン・ウクライナ・カザフスタン・グルジア・クロアチア・スイス・トルコ・ノルウェー・ブルガリア・ボスニアヘルツェゴビナ・ルーマニア・ロシア（計14カ国）

中東…イスラエル・イラン・ヨルダン・レバノン（計4カ国）

アフリカ…エジプト・エチオピア・エリトリア・ガーナ・ガボン・ガーボベルテ・カメルーン・ガンビア・ギニア・ギニアビザウ・ケニア・コートジボワール・コモロ・コンゴ共和国・コンゴ民主共和国・ザンビア・シエラレオネ・ジブチ・ジンバブエ・タンザニア・スーダン・スワジランド・セイシェル・赤道ギニア・トーゴ・中央アフリカ・チュニジア・チャド・ナイジェリア・ナミビア・ブルキナファソ・ブルンジ・ベナン・ボツワナ・マダカスカル・マラウイ・南アフリカ共和国・モザンビーク・モロッコ・モリシャス・リベリア・ルワンダ（計42カ国）

アジア…インド・インドネシア・韓国・カンボジア・タイ・中国・ネパール・パキスタン・バングラデシュ・フィリピン・ブータン・ブルネイ・ベトナム・マレーシア・ミャンマー・ラオス（計17カ国）

オセアニア…オーストラリア・ソロモン諸島・バヌアツ・パプアニューギニア・フィジー・モ

ついて考えてみる。

④のグループの構成国は日本の輸出相手国上位 10 カ国に含まれておらず、地理的にも密接な関係があるわけでもなく、政治的なつながりも強い国でない。つまり、日本の貿易相手国としては比較的に小国ということができ、このような国々は、短期で貿易量の変動が置きやすいということがいえる。したがって、表中に見られるような増減は FTA による要因も存在するかもしれないが、増加と減少の割合がほぼ同じであるということからも、その他の要因に拠るところが大きいのではないかと考えることができ、これらの地域のデータから FTA が日本に与える影響を考えることは不可能である。

次に⑤グループのアジアに関してだが、アジアは④グループとは異なりあまり変化していない品目が多く、かつ、減少している品目が少ない。まず、不変の品目が多いことについてだが、これは日本の輸出相手国上位 10 位に含まれるタイ・マレーシアなどが、アジアの構成国であることに起因している。減少が少ないのは、その原因を中国と韓国に探ることができる（表 2-1-2 参照）。中国と韓国は表からも分かるように、ほとんどの品目が増加に転じている。さきほどの日本の輸出相手上位国は変化しにくいということからは矛盾しているようだが、この事例は例外である。それは、この両国が近年目覚ましい経済成長を見せ、国内需要が大幅に伸びてきており、かつ、日本とは地理的にも非常に近く、輸出の伸びる要因が十分に備わっているからだ。また、中国・韓国に対する輸出上位 10 品目はいずれもハイテク財と呼べるもので、日本が比較優位をもつ分野であることもその傾向に拍車をかけているといえる。以上のように、FTA の締結以外の要因が日本の輸出に与える影響が大きいため、この地域のデータから FTA が日本に与える影響を考察することは敬遠する。

最後に⑥グループに関してだが、北米はほかの 2 つのグループと比較して増加している品目に対して減少している品目が多く、さらにあまり変化していない品目が多いことである。減少している品目が多いことの原因は、その構成国がアメリカ・カナダ・メキシコであることから、経済停滞による国内需要の低下など、FTA 締結以外の外的要因によるものではないとも考えられる。また、アメリカは日本の最大の貿易相手国であることや、メキシコが近年 FTA を盛んに結び、その影響力は大きくなってきていることから、次の節でこれらの国々に関して、より詳しく分析していくことにする。

ルジディブ（計 6 カ国）
中南米・・・アルゼンチン・ウルグアイ・エルサルバドル・コスタリカ・チリ・ニカラグア・パナマ・パラグアイ（計 8 カ国）
北米・・・アメリカ・メキシコ・カナダ（計 3 カ国）

2. 3 個別の事例から見た日本への影響

前節では、全ての FTA が、日本にマイナスの影響を与えるというわけではないということを、地域別の分析から明らかにした。これをうけて、本節では、実際にはどのような場合において、日本はマイナスの影響を被るのかということを考えるために、個別の FTA が日本にもたらした影響を検証する。

他国の FTA 締結が日本に与える影響を考えるためには、貿易が継続的に、さらに、ある程度大きな規模で行われている国を見るほうが考えやすい。そこで、日本の輸出相手国として、上位に位置している国に注目した。日本の輸出相手国の上位は、過去 10 年間でほとんど変化しておらず（表 2-2-1 参照）、これらの国が、FTA を結んだときの輸出額の推移を見ることで、日本に与える影響を考える。また、これに付随して、それらの国が FTA を結んだ相手国に対しても、どのような変化が見られるかについても、分析する。

具体的に分析する国としては、日本からの輸出額第 1 位のアメリカ、輸出額第 19 位（2005 年）でありアメリカや EU とも FTA¹³を結んでいる、FTA 先進国であるメキシコ¹⁴、さらに、個別の総輸出額は少ない国が多いが、日本への影響が如実に現れると考えられる、EU と FTA を結んだ国々について分析を行う。

①アメリカ

アメリカは、日本の輸出相手国第一位を、長年保ち続けており、アメリカが他国と FTA を結ぶことで、どのような影響が起こっているかを分析する。

〈表 2-2-2 参照〉

アメリカは、1994 年の 1 月に、メキシコ・カナダと NAFTA を結んでいる。（表 2-2-2）からも見て取れるように、日本の対米輸出は、ほとんど変化しておらず、1994 年以降、輸送用機械と一般機械の減少が見られるが、これは、（表 2-2-3, 2-2-4）からもわかるように、1990 年ごろから 1996 年にかけて、一貫した円高傾向にあり、このことから、日本製品の対米輸出が減少したことが考えられるので、このことを NAFTA 形成による日本への影響と考えることは難しい。

〈図 2-2-3、図 2-2-4 参照〉

NAFTA 形成後に、日本の貿易額に対して顕著な影響が現れていないことの理由としては、締結国であるカナダとメキシコは、日本と比べて比較優位を持つものが異なるということが挙げられる。カナダは、豊富な資源をもち、そのことを活かした産業に特化しており、また、メキシコは、安価な労働力をもっているため、労働集約財に特化していると考えられる。そのため、日本の対米輸出額上位 10 品目にあたるような財が、カナダやメキシコの輸出財と代替的でないために、あまり影響が起らなかったと考えられる。そこで、次に、

¹³ 厳密には、アメリカ・カナダ・メキシコで結んでいる NAFTA である。

¹⁴ ちなみに、メキシコは 1999 年時点では 20 位であり、年毎にほぼ順位の変動はない。

2005年には、日本とも FTA¹⁵を結んだメキシコについて、注目する。

② メキシコ

メキシコは、1981年に ALADI (ラテンアメリカ統合連合)¹⁶を、1994年に NAFTA を結び、1998年にニカラグアと、1999年にはチリと FTA を結んでいる。また、地域横断型の FTA も積極的に結ぶ傾向にあり、1973年に PTN¹⁷、1989年には GSTP¹⁸を結び、さらに二国間では、2000年に EU とイスラエル、2001年に EFTA とそれぞれ自由貿易協定を結び、2005年4月には、日本とも FTA を結んだ。

このように、メキシコは以前から、多くの国との FTA を結んでおり、FTA 先進国ともいえる。このメキシコとの貿易の推移は、〈表 2-2-5〉のようになっている。

〈表 2-2-5 参照〉

1994年から、1995年にかけての動きを見ると、全ての品目の輸出額が減少している。前述の通り、1991年から1996年にかけて円高が進んでおり、その影響を受けてか1992年ごろから減少傾向にはあることから、日本製品からアメリカ製品やカナダ製品に需要が移行するというような、いわゆる貿易転換効果がおきているかどうかということは、このグラフからだけでは判断しがたい。このことを検証するために、日本の対メキシコ輸出額の上位を占める、電気機器、輸送機器、一般機械、鉄鋼について注目し、日本の輸出額の推移、アメリカの輸出額の推移、カナダの輸出額の推移を HS 分類で見て、さらに、メキシコの GDP の推移、メキシコの輸入額に占める日本の輸出額の割合 (シェア) の推移を見た。

〈表 2-2-6、表 2-2-7、表 2-2-8、表 2-2-9、表 2-2-10 参照〉

まず、表 2-2-6、表 2-2-7、表 2-2-8 を見る際には、輸出額の単位に注目したい。アメリカの輸出額は、ほぼ、100 億 \$ 近い数字にあるのに対して、カナダは 1 億 \$ ほどであり、また、円ドル為替レートを考慮しなければいけないものの、ほぼ 1 兆円前後で推移している。このことより、アメリカの推移は、金額ベースで見ると、他の 2 国に比べて非常に大きいものであると言える。そのことも考慮して、グラフを見ると、NAFTA が締結された 1994 年から 2003 年まで、日本とカナダの輸出額は、多少増減はしているものの、大きく変化してはいない。一方で、アメリカの輸出額はどの品目においても、約 2 倍に増加していることがわかる。

さらに、その間のメキシコの GDP は表 2-2-9 より約 1.5 倍に増えている。また、表 2-2-10 では、メキシコの輸入額に占める日本の輸出額の割合が、3 分の 1 になっていることがわかる。

これらのことより、メキシコの日本の輸出財に対する需要が、アメリカの輸出財に対する需要にシフトしたというようなことが言える。

¹⁵ 正確には、EPA (経済連携協定)

¹⁶ 中南米 13 カ国による特惠協定

¹⁷ 15 カ国による特惠協定

¹⁸ 45 カ国による特惠協定

このことは、日本と比較優位をもつ産業が似ている国が FTA を結ぶことは、日本に対する影響が顕著に現れることを示しており、それは、2000 年から 2001 年にかけてからも推察される。(表 2-2-5 参照)

2000 年は、メキシコが EU と FTA を結んだ年である。この FTA が結ばれたことによって、ほとんどの品目において、減少していることがわかる。さらに 2001 年の EFTA との締結により、貿易額の減少がより急激になっている。一方で、輸送用機械が伸びている原因としては、現地進出日系メーカー¹⁹に無関税枠が与えられているということが挙げられる。

2005 年に結ばれた、日本とメキシコの EPA に関しては、まだ結ばれた直後であり、データが出揃っておらず、また、数年にかけて段階的な関税撤廃を行うためにその影響については、今後の動向を見守る必要がある。

このメキシコの貿易額推移のデータから言えることとしては、域外国である日本と同じようなものに比較優位を持つ国（アメリカや EU）が他の国と FTA を結んだ際に、その日本への影響は顕著に現れるのではないかと、ということである。

次に、このことが他の場合でも当てはまるかどうかということを考えるために、EU と FTA を結んだ国の分析を行う。

③ EU と FTA を結んだ国々

EU は、現在、21 カ国²⁰と FTA を結んでいる。その中で、FTA 締結前後の日本からの輸出がコンスタントに行われており、そのデータがある 12 カ国について、それぞれの貿易額にどのような影響があったかを調べた。

〈表 2-2-6 参照〉

〈表 2-2-6〉は、EU と FTA を結んだ国への日本の貿易額が、それぞれ品目ごとにどのような動きをしたかをまとめたものである。まず、注目すべきは、締結前後で前年比 5% 以上輸出額が上昇したものが 38 品目 (33%) であるのに対して、前年比 5% 以上下がった品目は 63 品目 (55%) であることである。このことは、EU と他の国が FTA を結ぶことで、日本にとってマイナスの影響があるという傾向を示しているものである。

これらの国の多くは、日本の輸出額に占める割合は低く、貿易額の減少があったとしても、さほど表面上には現れない。しかし、日本の影響を考えると、これらの貿易額の減少は、日本にとってマイナスの影響をあたえる傾向があるということを示しており、このことから、日本と同じような産業に比較優位を持つと考えられる国が、他国と FTA を結んだ際には、輸出財が粗代替的であることが考えられ、そのため、貿易転換効果が大きく現れるために、日本に対して与える影響は、マイナスのほうが大きいと言える。

¹⁹ 日産、トヨタ、ホンダ（三菱もダイムラークライスラー社を通して、無関税輸出が可能である）

²⁰ このうち、ルーマニアとブルガリアは、2007 年 1 月に EU に加盟することが決まっている

2. 4 まとめ

今回は、域外国を日本に設定して、FTA が域外国に与える影響を、輸出額上位 10 品目の推移を見ながら述べてきた。当然、この輸出額の増減は、為替レートの変動や産業構造の変化、経済成長や政治的な要因などの様々な要因が存在し、FTA の影響だけに左右されるものではない。しかしながら、FTA 締結前後の輸出額の動きを見て、その傾向を探ることで、FTA の影響について考えられることがいくつかあった。

まず、全 FTA 締結国のデータから得られたこととしては、FTA 締結は、すべての域外国に対して、著しく影響を与えるというわけではないということ。また、地域別にみて考えられることからわかるように、貿易の構造や結びつきによって、違いが生じること。さらには、貿易が継続的に、ある程度の規模で行われていないと、その影響を測ることは、難しいということがわかった。

さらに、個別の FTA を見たことで、日本にとって、マイナスの影響を及ぼしているものが存在するということが、さらに、その影響は、似たような比較優位を持っている国が FTA を結ぶことで、その結果が顕著にあらわれるということがわかった。

輸出額が減少するという事は、輸出単価が下がったか、数量が減少したかのどちらかである。つまり、輸出額が減少することで、域外国のその産業の、FTA 締結国に対する貿易から得られる厚生は下がったと考えられる。今回のデータは、各国への輸出額上位 10 品目に限定して調べたものであり、これらの多くが減少するという事は、貿易転換効果や交易条件効果が市場拡大効果を上回る傾向があるということを示すことの一助となると考える。

何度も言うように、これはあくまで日本の例であり、また、FTA 締結以外の要因も多々含まれると考えられるので、全ての国に対してその傾向があるとは断言はできないが、少なくとも、FTA 形成によって、同じような産業に比較優位を持つ域外国にマイナスの影響を及ぼす傾向にあるとは言える。

次章では、この結果をから考えられる、域外国に対する影響について述べる。

第三章 FTA 形成における域外国への影響と今後の課題

前章で行った日本の事例の分析から得られた結論は、少なくとも他国間の FTA 締結によって、域外国に対してマイナスの影響を及ぼすことがありうるということである。これは、Kemp-Vanek-Ohyama-Wan 定理の中で域外国の厚生を下げないようにするために求められていた、域外関税率の調整が一切行われていないことに原因があると考えられる。

締結国によってマイナスの影響を受ける場合とあまり輸出額の減少が見られない場合の 2 通りの場合が見られたということの原因としては、もともと域外国の輸出財に対する関税率が低かったという場合や、または FTA 締結によって拡大する域内国間の貿易に占める域外国の輸出財の割合が低いというようなことが考えられる。

もし、FTA の締結による域外国へのマイナスの影響が見られなければ、FTA の締結の増加の動きを、問題視する必要はない。しかしながら、Kemp-Vanek-Ohyama-Wan 定理を満

たすことなく結ばれた FTA によって、マイナスの影響を被る域外国が存在しうる以上、その締結方法を考える必要がある。

現在締結されている FTA のなかで、域外関税を下げることを考慮して結ばれたものは、存在しない。FTA が域外国にマイナスの影響を及ぼさないようにするためには、域外関税の引き下げを行うべきである。域外関税を引き下げることによって、少なくとも域外国の厚生は上がり、FTA 形成によるマイナスの影響を打ち消す要因となりうる。そのために、GATT 第 24 条の改正等の FTA 制度改正や適切な域外関税率の設定の方法、FTA 形成における所得移転スキームの形成を考えることなどが、域外国へマイナスの影響を与えないような FTA 形成に向けて必要であると考えられる。また、FTA 締結の事後分析を、当該国だけでなく域外国も含めながら行っていくことで、上記の課題を解決する糸口をつかむことになると考える。

おわりに

この論文は、FTA 形成における域外国への影響について、まず、現段階で確立されている重要な定理である Kemp-Vanek-Ohyama-Wan 定理に関して述べ、域外国の厚生を減少させない FTA が実際に存在するというを示した。その上で、実際の FTA は、域外国にどのような影響を与えているのかということを見るために、日本を域外国に設定し、各国の輸出額の推移を、品目別にして考えた。

その結果としては、全ての FTA 形成が、日本にマイナスの影響を及ぼすとは言いがたいものの、少なくともマイナスの影響を及ぼす FTA が存在するという示すことができた。それをうけて、第 3 章では日本の例から得られた結果から考えられる、FTA 形成の域外国への影響について述べた。

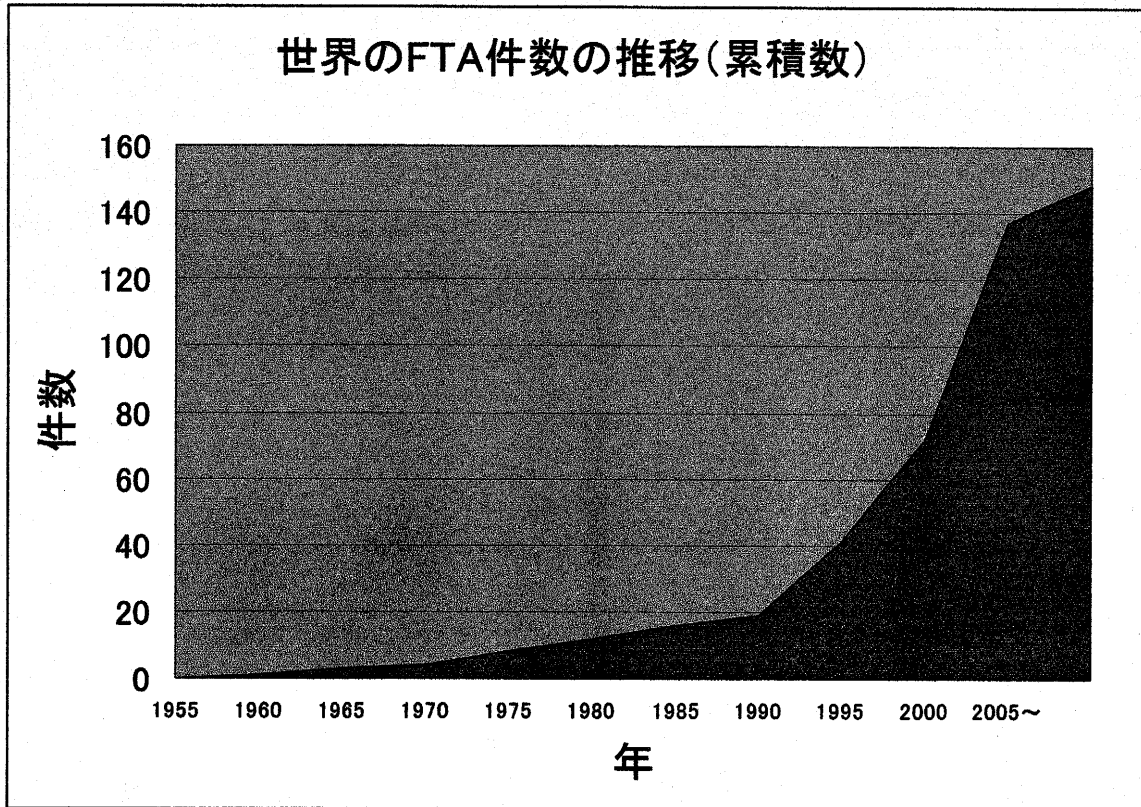
この論文を書くにあたって、最も頭を痛めた点は、「厚生をどのようにして測るか」ということである。理論的には確立されている Kemp-Vanek-Ohyama-Wan 定理に則った FTA の形成の試みがないことの一つの理由として、このことが挙げられると考えられる。

今回は、国別に輸出上位 10 品目を選びその増減を調べたが、その結果として、域外関税を一定のままにした FTA が、確実に域外国の厚生を下げるということに言及するまでには至らなかった。

輸出額の減少が、本当に FTA による要因が含まれているのか、それとも他の要因なのかということを考えるのは、容易なことではない。しかし、全世界の FTA 締結国を見ることで、ある程度の傾向がみられるのではないかと考えた。結果としては、はっきりとしたものを得られなかったが、少なくとも域外国に対してマイナスの影響を持つ FTA が存在するということが見つかったことは、収穫であった。

第 3 章で述べたとおり、今後の課題としては、事後分析を徹底し、適正な域外関税の引き下げ率の決定方法、実際に所得移転を行うために必要だと考えられる、厚生を測るような指標をつくる必要がある。

(表A)



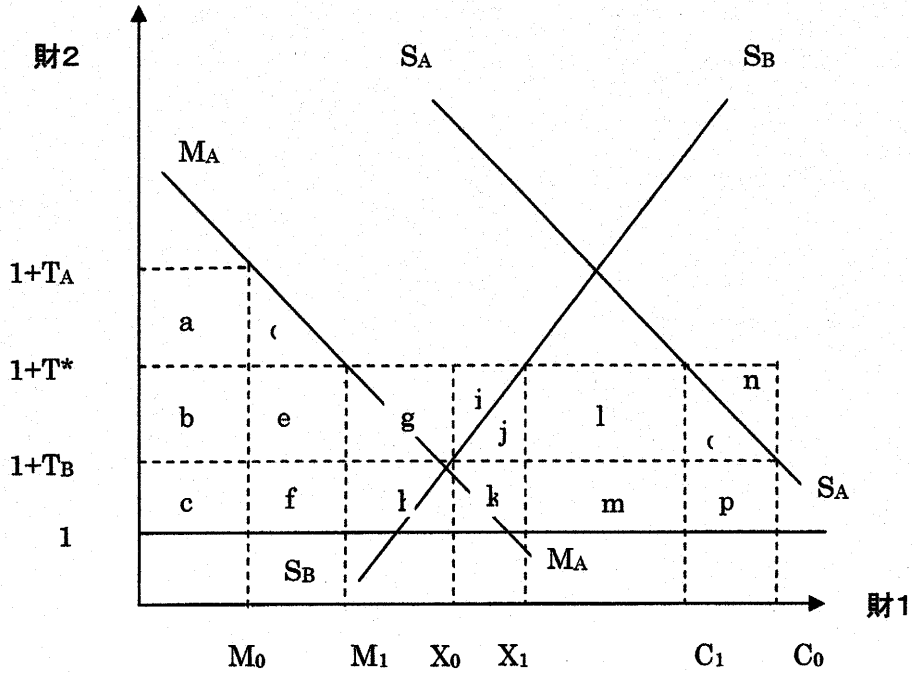
〈出所 JETRO ホームページ WTO/FTA コラムより作成〉

(<http://www.jetro.go.jp/biz/world/international/column/pdf/044.pdf>) (2006/11/23 取得)

輸出元	輸出総額 (単位:100 万ドル)
NAFTA	1,460,740
米国	904,265
日本	594,890
EU 25	3,984,460
東アジア	2,152,080
アジア NIES	969,689
ASEAN 4	420,053
中国	762,338
AFTA	670,326
メルコスール	166,715
APEC	4,671,245
世界	10,394,100

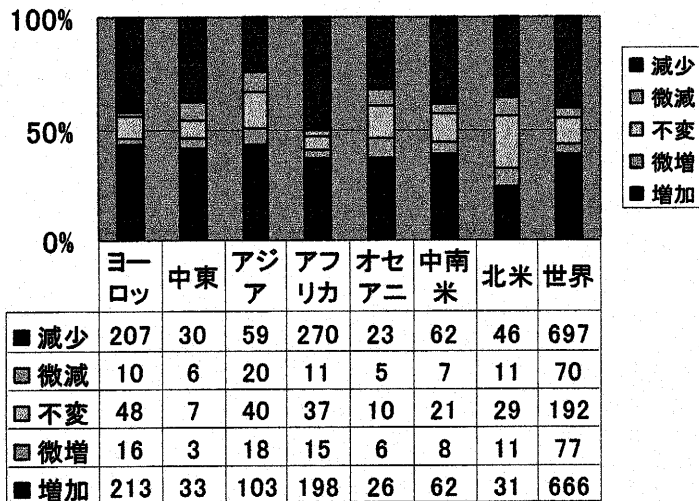
(表B) 〈出所・JETRO 貿易マトリクス 2005 年版より作成〉

(図 1-1)



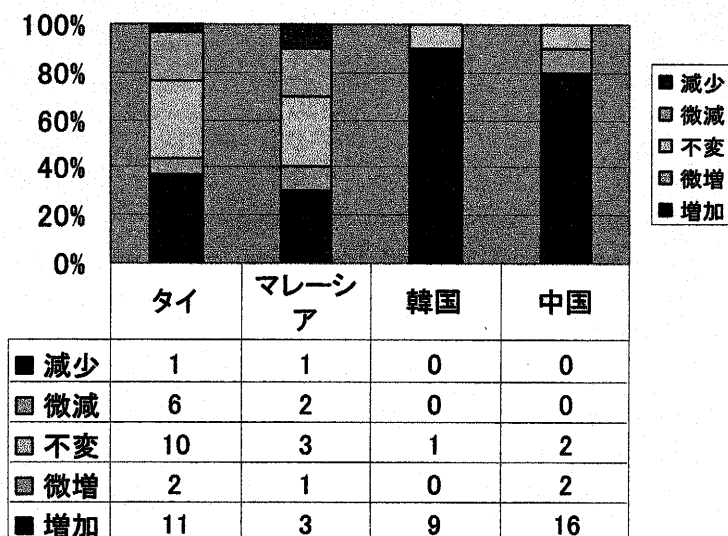
〈遠藤(2005)を参考に作成〉

(表 2-1-1) 地域別 輸出上位 10 品目の増減



〈出所：財務省貿易統計から作成〉

(表 2-1-2) アジア 輸出上位 10 品目の増減



〈出所：財務省貿易統計から作成〉

(表 2-2-1)

日本の輸出相手国(上位 10 力国)

	1996 年	1997 年	1998 年	1999 年	2000 年
1	米国	米国	米国	米国	米国
2	韓国	台湾	台湾	台湾	台湾
3	台湾	香港	香港	中国	韓国
4	香港	韓国	中国	韓国	中国
5	中国	中国	ドイツ	香港	香港
6	シンガポール	シンガポール	韓国	ドイツ	シンガポール
7	タイ	ドイツ	シンガポール	シンガポール	ドイツ
8	ドイツ	タイ	英国	英国	英国
9	マレーシア	マレーシア	オランダ	オランダ	マレーシア
10	英国	英国	タイ	タイ	タイ

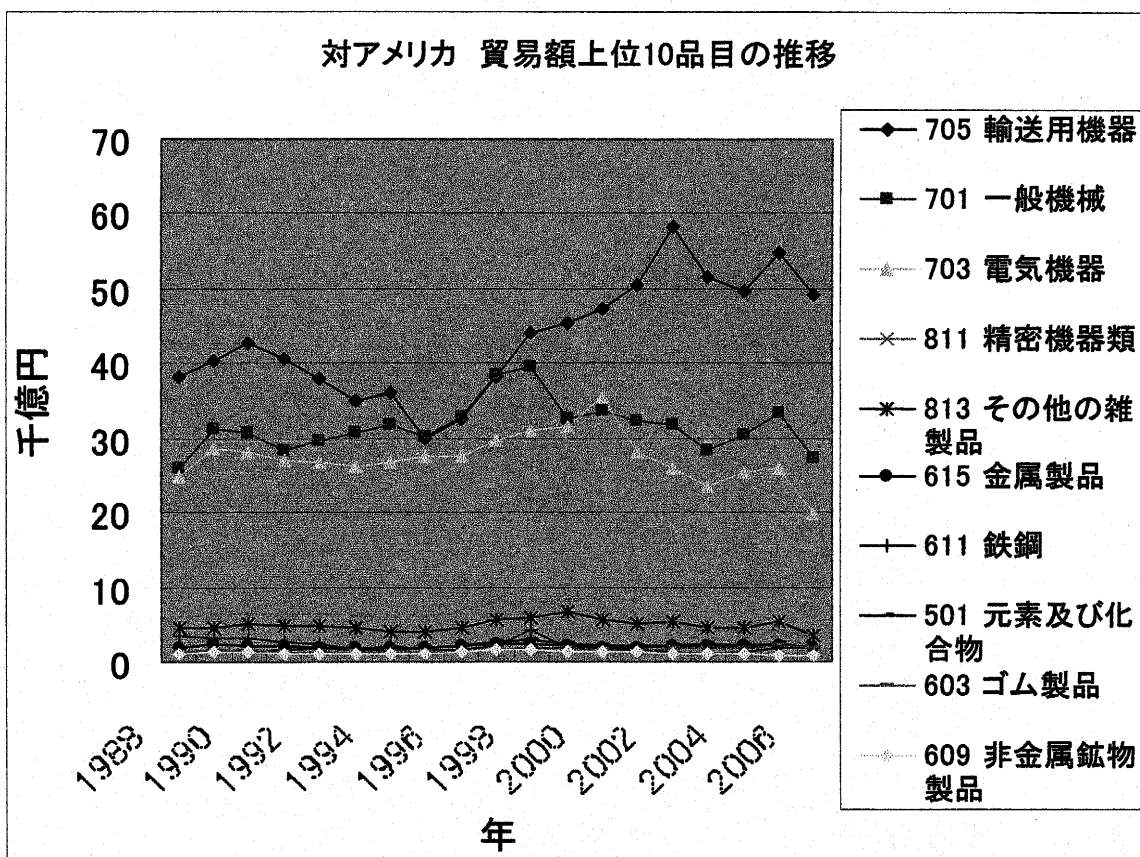
	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年
1	米国	米国	米国	米国	米国
2	中国	中国	中国	中国	中国
3	韓国	韓国	韓国	韓国	韓国

4	台湾	台湾	台湾	台湾	台湾
5	香港	香港	香港	香港	香港
6	ドイツ	シンガポール	ドイツ	タイ	タイ
7	シンガポール	ドイツ	タイ	ドイツ	ドイツ
8	英国	タイ	シンガポール	シンガポール	シンガポール
9	タイ	英国	英国	英国	英国
10	オランダ	マレーシア	オランダ	オランダ	オランダ

(注)ここでのシェアとは、日本の輸出総額に占める各国向け輸出金額の割合を示す。

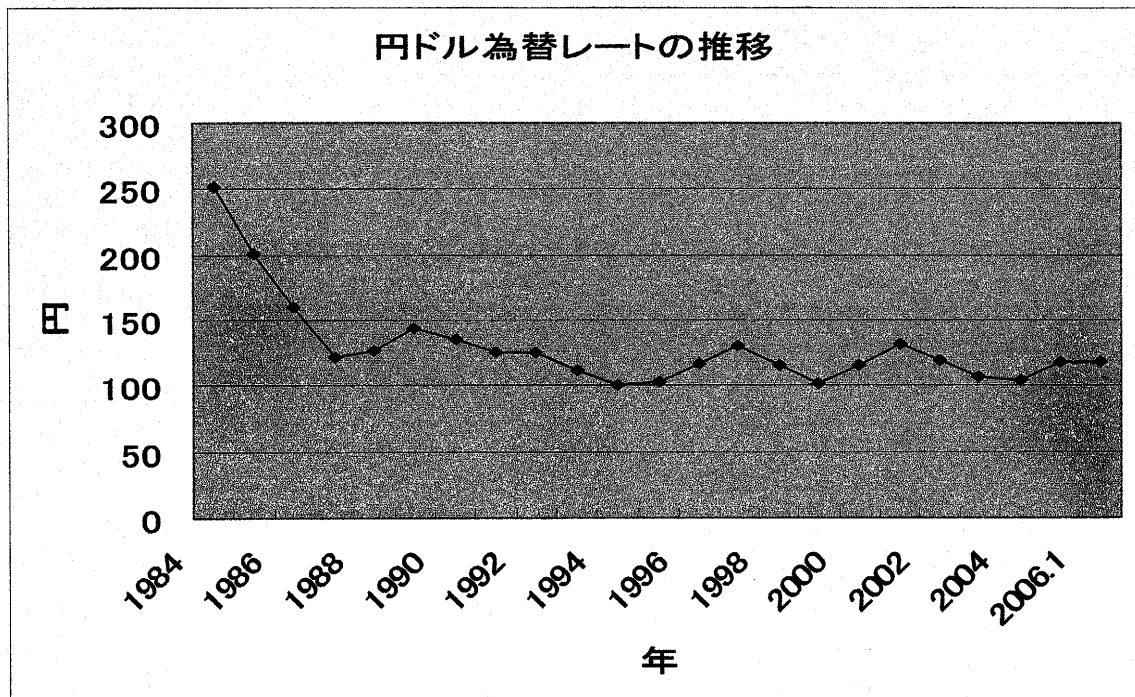
〈出所 財務省「貿易統計」よりジェトロ日本経済情報課作成を転載〉

(表 2-2-2)



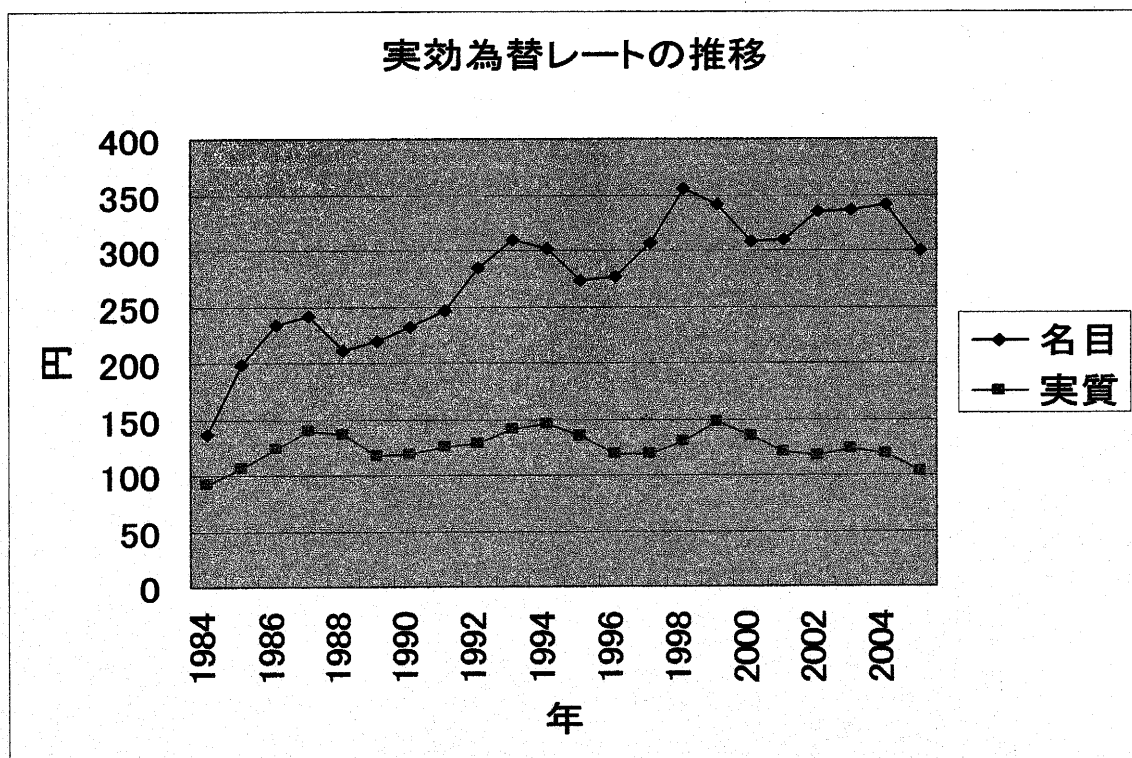
〈出所 財務省「貿易統計」より作成〉

(表 2-2-3)



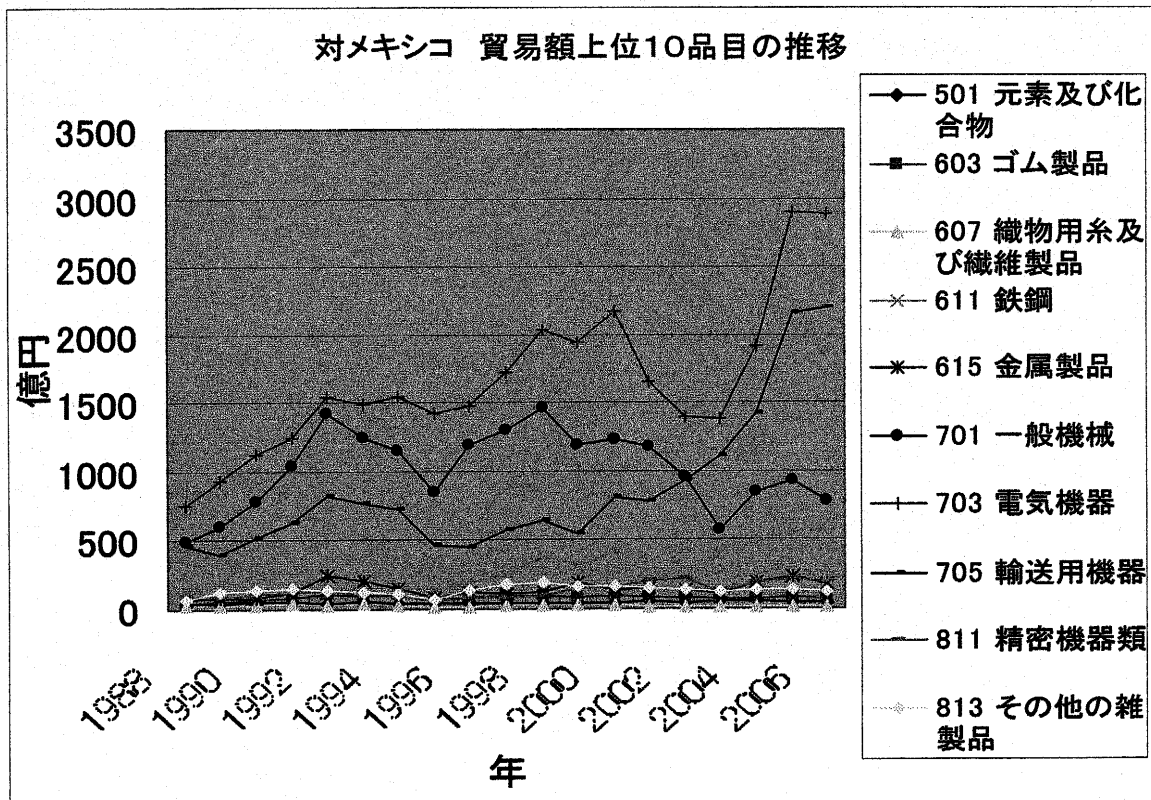
〈出所 日本銀行「金融市況」から作成〉

(表 2-2-4)



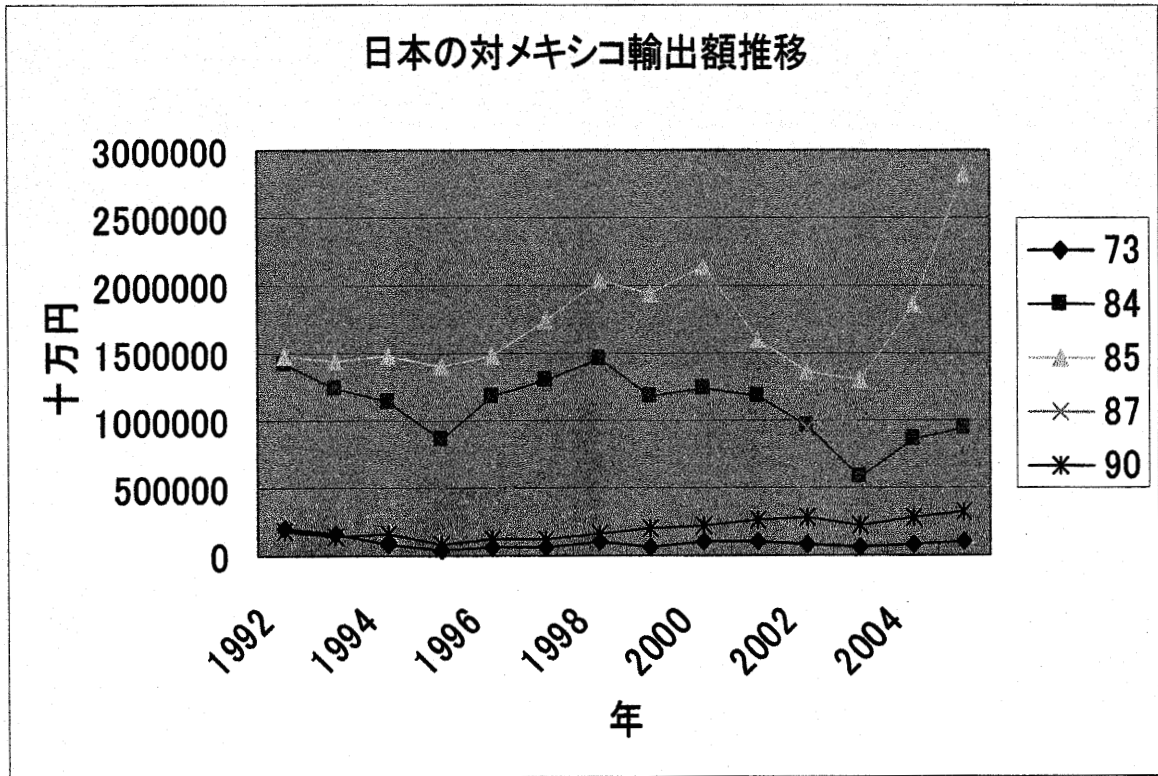
〈出所 日本銀行より作成〉

(表 2-2-5)



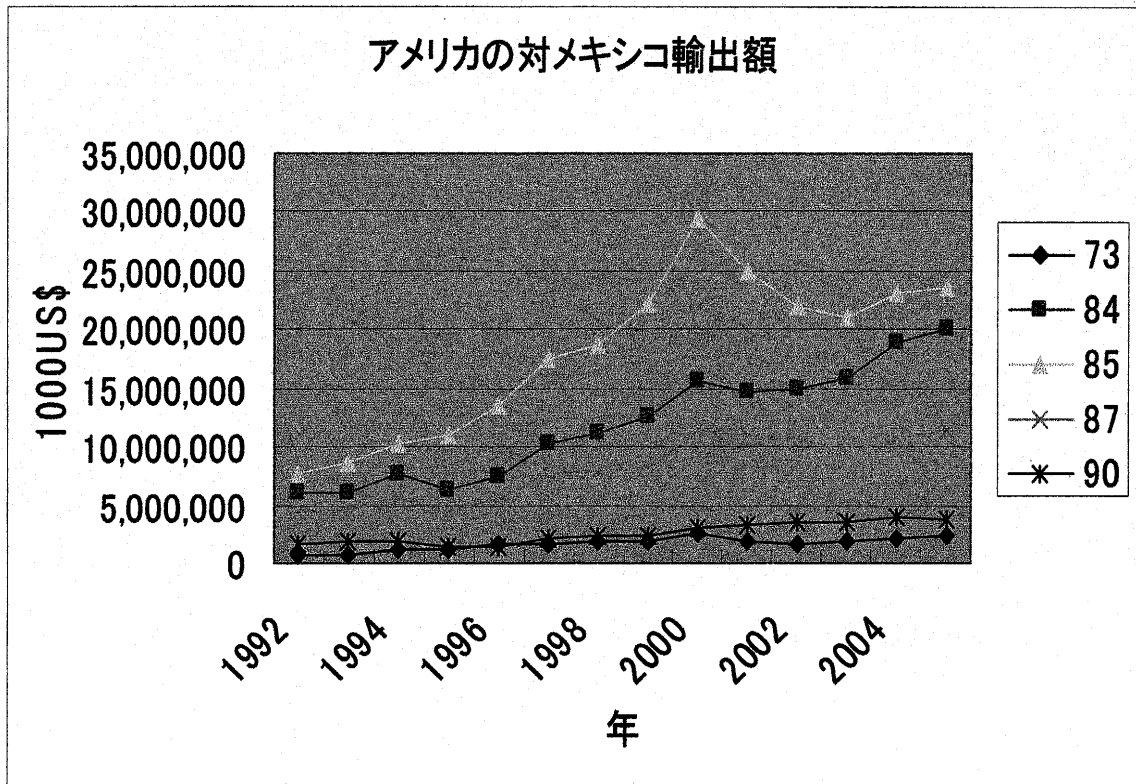
〈出所 財務省「貿易統計」より作成〉

(表 2-2-6)



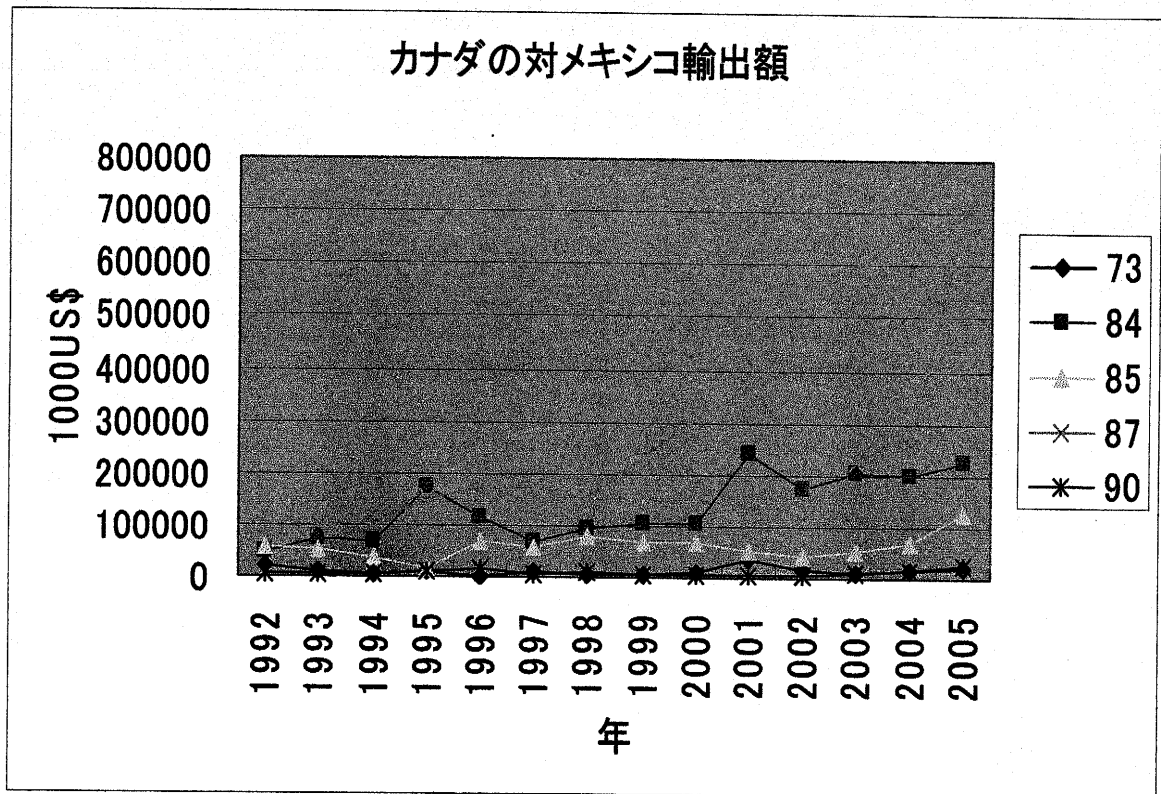
〈出所 財務省「貿易統計」より作成〉

(表 2-2-7)



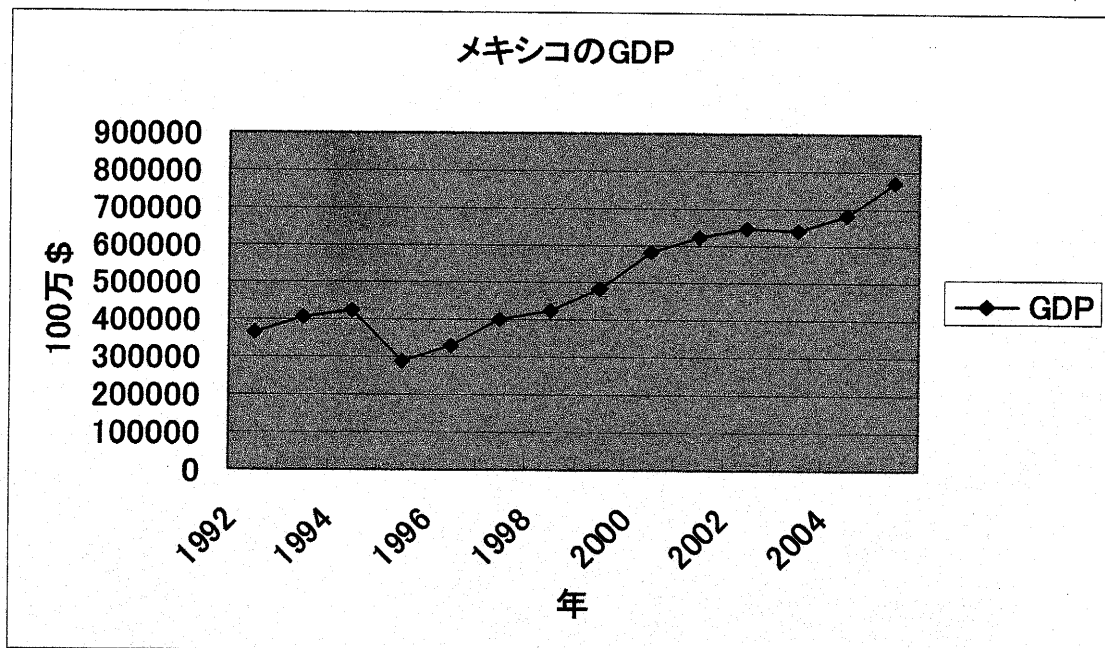
〈出所 アメリカ統計局より作成〉

(表 2-2-8)



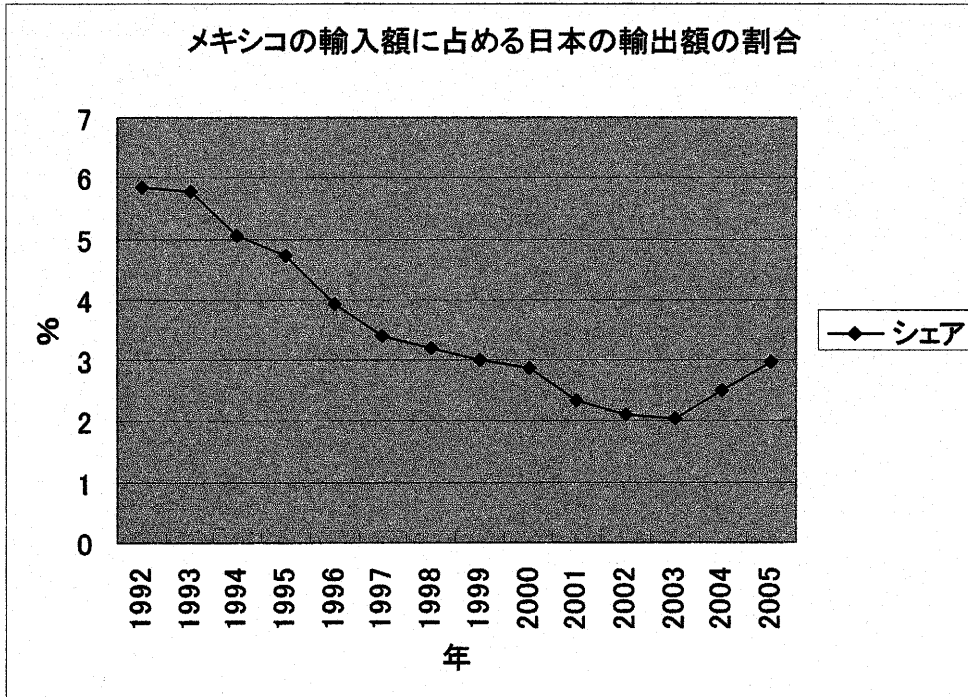
〈出所 カナダ統計局より作成〉

(表 2-2-9)



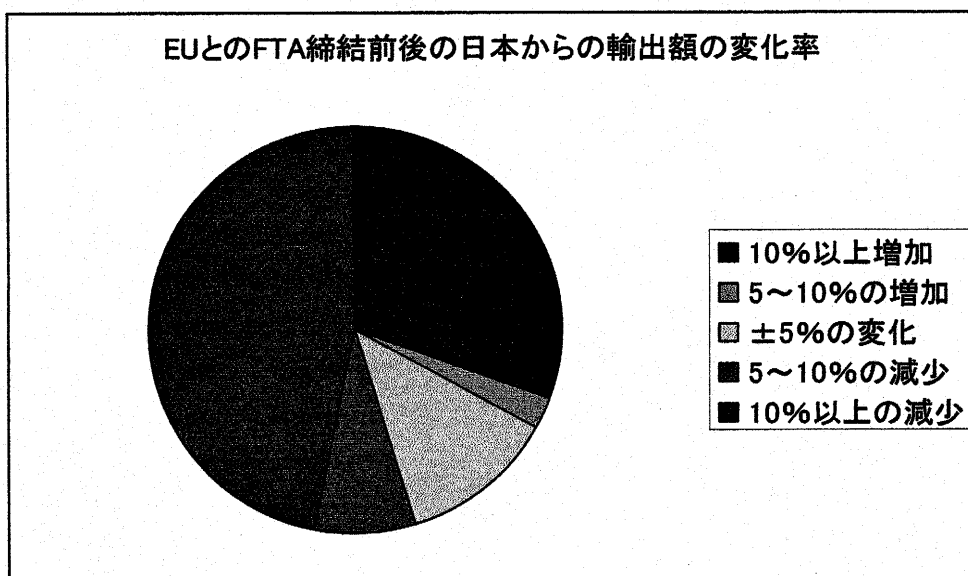
〈出所 国際連合の統計より作成〉

(表 2-2-10)



〈出所 WTO の統計、JETRO の統計より作成〉

(表 2-2-6)



〈出所 財務省「貿易統計」より作成〉

参考文献

はじめに

- Kemp, M. C. and H. Y. Wan (1976), "An Elementary Proposition concerning the Formation of Custom Unions," *Journal of International Economics* 6, pp.95-97.
- 浦田秀次郎・日本経済研究センター編 (2002), 『日本の FTA 戦略』日本経済新聞社
- 大矢野栄次(2006), 『国際貿易の理論 第二版』同文館出版

第1章

- 遠藤正寛(2005), 『地域貿易協定の経済分析』, 東京大学出版会
- 大山道広 (1999), 「GATT/WTO ルールの経済的意義」『経済研究』第 50 巻第 1 号, pp.2-10
- カーユウ・ウォン(1999), 『現代国際貿易Ⅱ』多賀出版
- 中西訓嗣(1993), 『貿易自由化の理論的分析—段階的・斬新的政策と経済厚生 of 改善—』有斐閣
- Grinols, E. L. (1981), "An Extension of Kemp-Wan Theorem on the Formation of Customs Unions" *Journal of International Economics* 11, pp.259-266
- Kemp, M. C. (1964), *The Pure Theory of International Trade*, Englewood Cliffs, NJ: Prentice-Hall.
- Kemp, M. C. and K. Shimomura (2001), "A Second Elementary Proposition Concerning the Formation of Custom Unions." *Japanese Economic Review* 52, pp.64-69
- Kemp, M. C. and H. Y. Wan (1976), "An Elementary Proposition concerning the Formation of Customs Unions," *Journal of International Economics* 6, pp.95-97.
- Kemp, M. C. and H. Y. Wan (1986), "The Comparison of Second-Best Equilibria: The Case of Custom Unions" *The Welfare Economics of the Second Best*
- Krishna, P. and J. Bhagwati (1997), "Necessary Welfare-Enhancing Customs Unions with Industrialization Constraints." *Japan and the World Economy* 9, pp.441-446
- Long, N. V. and A. Soubeyran (1997), "Customs Unions and Gains from Trade under Imperfect Competition", *Japanese Economic Review* 48, pp.166-175
- Ohyama, M. (1972), "Trade and Welfare in General Equilibrium." *Keio Economic Studies* 9, pp.37-73.
- Ohyama, M. (2002), "The Economic Significance of the GATT/WTO Rules," in A. D. Woodland ed., *Economic Theory and International Trade: Essays in Honour of Murray C. Kemp*, Cheltenham: Edward Elgar.
- Panagariya, A. and P. Krishna (2002), "On Necessarily Welfare-Enhancing Free Trade Areas," *Journal of International Economics* 57, pp.353-367.
- Richardson, M. (1995), "On the Interruption of the Kemp/Wan theorem." *Oxford Economic Papers* 47, pp.696-703

Vanek, J. (1965), *General Equilibrium of International Discrimination: The Case of Customs Unions*, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press.

第2章

JETRO (2006), 『世界のFTA一覧 (計148件、2006年6月15日現在)』

<http://www.jetro.go.jp/biz/world/international/column/index.html> (2006/11/22 データ取得)

外務省, 各国・地域情勢

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html> (2006/11/25 データ取得)

財務省, 貿易統計

<http://www.customs.go.jp/toukei/info/index.htm> (2006/11/25 データ取得)

WTO, Statistics Database-Time Series

<http://stat.wto.org/StatisticalProgram/WSDBStatProgramHome.aspx?Language=E>
(2006/12/01 データ取得)

United Nations, Statistics Division

<http://www.un.org/Depts/unsd/> (2006/12/01 データ取得)

JETRO 海外調査部中南米課 調査レポート(2006)

「日本メキシコ経済連携協定 (日墨 EPA) 発効1年目の効果」

http://www.jetro.go.jp/biz/world/cs_america/reports/05001225 (2006/12/03 取得)

滝井光夫 (2002) 「NAFTA 域内貿易の展開」 国際貿易投資研究所

<http://www.iti.or.jp/kikan49/49takii.pdf> (2006/12/03 取得)

アメリカ統計局

<http://tse.export.gov/ITAHome.aspx?UniqueURL=vjbpckbul2yxk155jm55ny45-2006-12-3-10-30-4> (2006/12/03 取得)

カナダ統計局 <http://www.statcan.ca/> (2006/12/03 取得)